

日鉄住金テクノロジー株式会社 受託約款

第1条(目的)

本約款は、委託者からの発注により、日鉄住金テクノロジー株式会社(以下当社という)が受託する試作・分析・評価および調査等(以下本業務という)を遂行するために必要な、委託者と当社との間で締結される個別契約に共通に適用される基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)

委託者および当社は、次条に従い締結される個別契約その他本業務に関して委託者と当社との間で締結された契約(以下個別契約等という)に定めるほか、本約款に従って本業務を遂行するものとします。

- ② 個別契約等の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該個別契約等の定めが優先されるものとします。

第3条(個別契約)

本業務の委託に関する個別契約は、次の各号の一に定める時点において成立するものとします。

- (1) 委託者からの当社所定の依頼書または委託者個別の依頼書に基づき、当社が見積書を委託者に交付し、委託者がこれを了承したとき。
- (2) 委託者からの注文書その他による申込みに対して、当社が受託を承諾したとき。

第4条(情報等の提供)

委託者は、業務遂行に必要かつ開示、提供可能と自ら判断する情報および試料、文書、写真、機材等を無償で当社に提供するものとします。

- ② 当社は、本業務終了後、速やかに返還を条件に提供を受けた試料、文書、写真、機材等を委託者に返還します。

第5条(安全上の処置)

委託者は、委託業務の危険性についての情報を可能な限り提供するものとします。不十分な情報に起因して安全上の問題が生じた場合は、両者協議の上、その措置を決定します。

第6条(報告書の提出)

当社は、業務の結果を報告書として委託者に報告いたします。

- ② 当社は、特に定めのない限り、業務報告書の写し及びその他業務に関する記録、資料を業務報告書提出後1年間保管します。

第7条(支払い)

委託料の支払い条件は、別に定めのない限り、次の通りとします。

- (1) 支払期日：当月末締め翌月末現金支払とします。
- (2) 支払方法：当社の指定する銀行口座宛振込みとします。

## 第8条(秘密保持)

当社は、本業務の遂行にあたり委託者から開示、提供を受けた情報、試料、文書、写真、機材等および本業務の結果（以下秘密情報という）について、委託者の書面による事前の同意がない限り、これを第三者に開示、漏洩せず、また本業務以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではありません。

(1) 委託者から開示を受けた時に既に公知であるものおよびその後当社の責によらずに公知となったもの。

(2) 委託者から開示を受けた時に既に自ら保有していたことを立証できるもの。

(3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に取得したもの。

(4) 委託者から開示を受けた情報によることなく独自に取得したことが立証できるもの。

② 前項の規定にかかわらず、当社が本業務の一部または全部を第三者に再委託する場合、当該委託業務に必要な範囲で、秘密情報を当該第三者に開示することができるものとします。但し、この場合、当社は、当該第三者に対して、前項に基づき自らが負うのと同等の義務を課すものとします。

③ 委託者は、当社との業務遂行上知り得た当社に関する営業上および技術上の情報について、当社の書面による事前の同意なしにこれを第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、1項但し書きに該当する情報は除きます。

④ 本条の規定は、本業務についての報告書が提出されてから3年間有効とします。

## 第9条(反社会的勢力の排除)

当社企業行動規範に従い、委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、本業務契約を即時解除できるものとします。

② 当社が前項の規定により、本業務契約を解除した場合、委託者の損害を賠償する責任を一切負いません。

## 第10条(免責等)

委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

② 当社は、委託者が本業務の結果を使用することが第三者の知的財産権に抵触しないことを一切保証いたしません。

③ 当社による本業務の方法および結果に過失があったとき、当社は委託者と協議の上、本業務の再実施、または本業務に基づく委託料の範囲内で損害の賠償を行います。本項の規定は、本業務についての報告書提出から6ヶ月間有効とします。

## 第11条(協議)

本約款および個別契約等に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議解決するものとします。

② 天災地変、戦争、その他当社の責に帰さない事由により、納入遅延または本業務契約の目的を達成することができなくなったときは、委託者と協議のうえ解決を図るものとします。

以上